

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 請願の審査

- (1) 請願第50号 公的年金の毎月支給を求める意見書を国に提出することに関する請願

資料1 年金の支給月について

資料2 平成30年度政令指定都市国保・年金主管部課長会議要望書抜粋

平成30年11月16日

健康福祉局

年金支払月の根拠

○ 国民年金法抜粋（年金の支給期間及び支払期月）

第十八条 年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終るものとする。

2 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 年金給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

○ 国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年12月22日法律第八十六号)抜粋 中略

第十八条第三項中

「五月、八月及び十一月の四期」を「四月、六月、八月、十月及び十二月の六期」に改める。

施行日：平成2年2月1日

注・本文ではそれぞれ「二月」が加わります。

8 老齢基礎年金等の支給額等を改善されたい。

(前段部分省略)

約4千万人の年金受給者への支給業務は、隔月払いの現在においても膨大な経費と事務負担は大きいものと考えられるが、年金受給者からは、さらに毎月払いへの変更が望まれている。毎月払いを実施するためには、日本年金機構をはじめ関係機関への影響も大きく、その他様々な課題があると思われるが、国としては実施に向けて前向きに検討されるよう併せて要望する。

厚生労働省からの回答

現在、約4千万人の受給者の口座へ支払いデータをもとに、日本銀行を介して各金融機関が行っており、振り込み手数料も年間数十億円増加する見込みとなる。また、日本年金機構や関係機関においても、大規模かつ複雑なシステム改修が必要となるなど、業務面及び費用面にさまざまな課題があり、今後もいろいろな影響等を見極めていく必要があると認識している。